

令和3年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和3年3月24日（水）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和3年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 令和3年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第3 会議録署名委員の指名について
- 日程第4 報告第2号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第5 報告第3号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 報告第4号 瑞穂市レクリエーション協会補助金交付要綱を制定する告示について
- 日程第7 議案第7号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について
- 日程第8 議案第8号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示について
- 日程第9 議案第9号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令について
- 日程第10 議案第10号 瑞穂市教育委員会教育次長の公印を廃止する告示について
- 日程第11 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局長の公印を作製する告示について
- 日程第12 議案第12号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について
- 日程第13 議案第13号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第14 議案第14号 瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示について
- 日程第15 議案第15号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱を廃止する告示について
- 日程第16 議案第16号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について
- 日程第17 議案第17号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第18 教育長の報告

日程第19 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明
加 藤 悟
森 下 伊三男
加木屋 加緒里
大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	廣 瀬 進 一
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	坂 野 美 恵
学校教育課主幹	曾我部 雄 志
学校教育課総括課長補佐	松 野 英 泰
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	児 玉 睦

生涯学習課主幹 広 瀬 久 士
生涯学習課総括課長補佐 泉 大 作

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和 3 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第 1 令和 3 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 令和 3 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和 3 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 令和 3 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 2 令和 3 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について、議題と致します。

こちらも同様に事務局より郵送させていただきますがよろしいでしょうか。

異議がないようですので、令和 3 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 3 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

今回は、大平委員よろしくお願ひ致します。

日程第 4 報告第 2 号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について

日程第 5 報告第 3 号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

日程第 6 報告第 4 号 瑞穂市レクリエーション協会補助金交付要綱を制

定する告示について

○**教育長** 日程第4 報告第2号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について、日程第5 報告第3号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、日程第6 報告第4号 瑞穂市レクリエーション協会補助金交付要綱を制定する告示について、を議題と致します。報告第2号から報告第4号までは関連がありますので一括で説明した後、議決を順に行うこととします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第4 報告第2号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和3年3月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年度より瑞穂市体育協会から瑞穂市レクリエーション協会が独立することに伴い、補助金交付に関し必要な事項を定めるため要綱の一部を改正するもの。

<資料により説明>

○**生涯学習課長** 瑞穂市レクリエーション協会が体育協会から独立し、活動を開始することに伴い体育協会の補助金要綱からレクリエーション協会に関するものを削除し体育協会のみ補助要綱に改正するものです。

○**生涯学習課長** 日程第5 報告第3号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和3年3月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年度より瑞穂市体育協会から瑞穂市レクリエーション協会が独立することに伴い、補助金交付に関し必要な事項を定めるため要綱の一部を改正するもの。

<資料により説明>

○**生涯学習課長** この要綱に関しましても体育協会補助金の中から、レクリエーション活動を削除し、体育協会の補助金の上限額が1,350万円となっていたものを、1,330万円に変更をしました。瑞穂市レクリエーション協会補助金ということで、市民にレクリエーション活動を普及、奨励するための事業に利用する経費として50万円以内の補助金を交付要綱に加えることといたしました。

○**生涯学習課長** 日程第6 報告第4号 瑞穂市レクリエーション協会補助金交付要綱を制定する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告す

る。令和3年3月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和2年度末をもってより瑞穂市体育協会から瑞穂市レクリエーション協会が独立することに伴い、補助金交付に関し必要な事項を定めるため要綱を制定するもの。

＜資料により説明＞

○生涯学習課長 瑞穂市レクリエーション協会に補助金を交付するにあたり、市の補助金交付要綱に記載の無い詳細について要綱を定めて告示を行ったものです。項目については体育協会同様の補助対象となっております。

～ 質疑・討論 ～

○教育長 報告第2号から報告第4号までについて、ご質疑ございませんか。

○大平委員 レクリエーション協会が体育協会から独立するということですがその理由は何かありますか。

○生涯学習課長 まずレクリエーション協会から申し出がありました。レクリエーション協会について他市町の状況を確認したところ、大半が体育協会の傘下ではなく、独立をしているということでした。独立を認めた経緯としては、スポーツ実施率の向上が大きな目的としてございます。

社会教育委員の会からもスポーツ実施率の向上については答申をいただいております。まずスポーツというものの定義ですが競技スポーツのみではなく、レクリエーションにおいて体を動かすことも合わせてスポーツとして実施率の向上を目指します。この体を動かすというところをどこにお願いしようかと考えたときに、競技スポーツ部門は体育協会、体を動かすということで楽しんでいただくスポーツは、レクリエーション協会に担っていただくのがふさわしいのではないかと考えました。レクリエーション協会に独立をしていただいて、新たに実施をしていただくということがよいのではないかとということで独立するという経緯になりました。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 報告第2号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について、日程第5 報告第3号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について、日程第6 報告第4号 瑞穂市レクリエーション協会補助金交付要綱を制定する告示について、承認することと致

します。

日程第7 議案第7号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について

日程第8 議案第8号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示について

日程第9 議案第9号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令について

○教育長 日程第7 議案第7号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について、日程第8 議案第8号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示について、日程第9 議案第9号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令について、を議題と致します。先ほどと同様に議案第7号から議案第9号までは関連がありますので一括で説明した後に議決を順に行うこととします。

事務局より説明を求めます。

<資料により説明>

○教育総務課長 日程第7 議案第7号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について、瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則案を別紙のとおり提出する。令和3年3月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市組織変更に伴い教育委員会関係規則を整理する必要があるため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

○教育総務課長 瑞穂市組織変更に伴い教育委員会関係規則の整理をする必要があるため瑞穂市教育委員会規則の改正を行うものでございます。主なものとしては、現在の幼児支援課が幼児教育課に、教育次長が事務局長、次世代育成支援行動計画が子ども子育て支援事業計画に文言の修正を行なっています。

○教育総務課長 日程第8 議案第8号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示について、瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示案を別紙のとおり提出する。令和3年3月24日提出、瑞

穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市組織変更に伴い教育委員会関係告示を整理する必要があるため、瑞穂市教育委員会告示の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

○**教育総務課長** 議案第8号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示について。こちらも規則同様、組織変更に伴い文言修正等を行うものです。

○**教育総務課長** 日程第9 議案第9号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令について、瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令案を別紙のとおり提出する。令和3年3月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市組織変更に伴い教育委員会関係する訓令を整理する必要があるため、瑞穂市教育委員会規程の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

○**教育総務課長** 議案第9号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令についてこちらも先ほど同様、組織変更に伴い文言修正等を行うものです。瑞穂市教育委員会公印規程です。こちらは現在瑞穂市教育委員会教育次長印という公印がございますが、名称が変わりますので、教育次長の公印の名称が瑞穂市教育委員会事務局長印に変更になりますので、その修正をさせていただきます。

○**教育長** 日程第10、日程第11についても進めたいと思います。

日程第10 議案第10号 瑞穂市教育委員会教育次長の公印を廃止する告示について

日程第11 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局長の公印を作製する告示について

○**教育長** 日程第10 議案第10号 瑞穂市教育委員会教育次長の公印を廃止する告示について、日程第11 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局長の公印を作製する告示について、を議題と致します。こちらの議案も先ほどと同様に議案第10号と議案第11号は関連がありますので一括で説明した後、議決を順に行うこととします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第10 議案第10号 瑞穂市教育委員会教育次長の公印を廃止する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。令和3年3月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、組織変更に伴い名称の変更があったため、瑞穂市教育委員会公印規程（平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号）第9条の規定により告示するもの。

＜資料により説明＞

○**教育総務課長** 先ほどの公印規程にありましたとおり教育次長印という公印が廃止となりますので令和3年4月1日をもって使用停止の告示をするものでございます。

○**教育総務課長** 日程第11 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局長の公印を作製する告示について、瑞穂市教育委員会事務局長の公印を作製する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。令和3年3月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、組織変更に伴い名称の変更があったため、瑞穂市教育委員会公印規程（平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号）第9条の規定により告示するもの。

＜資料により説明＞

○**教育総務課長** 瑞穂市教育委員会事務局長印を作製させていただきまして、令和3年4月1日からこちらの事務局長印を使用することになりますので告示するものです。

○**教育長** 令和3年4月に瑞穂市組織改正をしますので、それに伴って変わってくる課名が教育委員会では幼児支援課が幼児教育課となります。また、教育次長が事務局長となります。幼児支援課で行っている事務の一部が子育て支援課に移管されることに伴い、名称が変更されるという内容となっております。一括してご質問受けたいと思いますがよろしいでしょうか。

～ 質疑・討論 ～

○**森下委員** 職位階級的には教育長があつて事務局長その下に次長を置くことができるということで次長があつて課長という認識でよいですか。

○**教育長** そのとおりです。

○**大平委員** 公印の廃止日と使用開始日が4月1日となっており日付が重なりま

すが、これは教育次長であるべき文書と、事務局長である文書が1日で重なる可能性があるということで、同じ日付になっているということですか。

○**教育総務課長** 31日に廃止をするとその日から使用できないということになりますので31日までは使用させていただき、4月1日からは使えなくなるということにしております。

○**教育長** 日程第7 議案第7号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について、日程第8 議案第8号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示について、日程第9 議案第9号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令について、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第7号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について、日程第8 議案第8号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示について、日程第9 議案第9号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令について、可決することと致します。

日程第10 議案第10号 瑞穂市教育委員会教育次長の公印を廃止する告示について、日程第11 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局長の公印を作製する告示について、ご承認いただけますでしょうか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第10号 瑞穂市教育委員会教育次長の公印を廃止する告示について、日程第11 議案第11号 瑞穂市教育委員会教育事務局長の公印を作製する告示について、可決することと致します。

日程第12 議案第12号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について

日程第13 議案第13号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

○**教育長** 日程第12 議案第12号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について、日程第13 議案第13号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第12 議案第12号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について、日程第13 議案第13号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱についてです。

議案第12号につきまして、瑞穂市学校医、学校歯科医に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年3月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定により、学校医、学校歯科医を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

○学校教育課長 議案第13号につきましては、瑞穂市学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年3月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第2項の規定により、学校薬剤師を委嘱するもの。

別紙の資料には内科医、眼科医、耳鼻咽喉科医、歯科医、薬剤師ごとに任期とともに校医のお名前が載せさせていただいております。学校医は2年任期、薬剤師は1年任期です。学校医はもとす医師会、歯科医はもとす歯科医師会、薬剤師はもとす薬剤師会の推薦を受けて決定しておりますので、この方々にこの任期でお願いしたいと思っておりますのでご承認の方をよろしくお願いいたします。

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質問よろしいでしょうか。日程第12 議案第12号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について、ご承認いただけますか。

続きまして、日程第13 議案第13号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、ご承認いただけますか。

異議なしと認めます。日程第12 議案第12号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について、日程第13 議案第13号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、可決することと致します。

日程第14 議案第14号 瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示について

○教育長 日程第14 議案第14号 瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 学校教育課長** 日程第14 議案第14号 瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。令和3年3月24日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、児童生徒が将来、社会的に自立する力が付けられるよう指導・援助を図るため事業、開設時間等の一部を改正するもの。

<資料により説明>

- 学校教育課長** 学校復帰のみ目標とするのではなく、生活習慣を整えたり、心の安定を求めたりということから始めて、長い目で見たときに社会的に自立する力を養っていくことも大切にしていけるための改正です。もちろん学校復帰も目指しますが、長期的スパンに立って子どもたちを支援していく方向に変え、大きな意味で子どもたちを支援する体制に変えて来年度から取り組んでいきたいと考えております。そのため要綱の一部改正を行い、「学校復帰」という部分を「将来社会的に自立することを目指し」と改める文言修正も行います。

現在は午前10時から支援教室に行っていますが、子どもたちによっては早く来たりする子もいます。社会的自立を目指したときには生活習慣の部分もかなり重要となりますので、より学校生活に近い午前9時に時間を早めさせていただいております。

～ 質疑・討論 ～

- 加藤委員** 社会的な自立を図るということではいろいろと検討されていることと思います。そのための体制は確保されているのか、開始時間を早めることで学校復帰するための指導よりも社会的な自立ということで内容は変わってくると思いますが、そうした場合に体制や内容については大丈夫ですか。

- 学校教育課長** 今年度から心理学を学んでいる方を教育相談員として配置させていただいております。もちろん学校教員の経験者としての教育相談員も配置させていただいておりますので、この方々による支援と、学生スタッフの募集も行いながら人数に応じた配置をする予定でございます。

また、教育支援センターにはWi-Fi環境整備も行い、1人1台タブレットが配られたら支援の1つとしまして学習やいろんなことに役立てていきたいと考えております。

- 加藤委員** 現在ここに通っている児童生徒の数と、来年度からの取組によっては希望する子どもたちの数が増えるような気がしますが対応可能でしょうか。
- 学校教育課長** 本年度は多いときで5名ぐらいでした。来年度増えることを見越したときにサポートするスタッフを学生の方にお願ひし支援の力をお借りすることも考えてはいます。2、3年前まではそのような体制もとってはいましたが、今年度は人数が少なかったこともあり、雇うまでには至りませんでした。人数が増えればそのような対応をしたいと思ひます。
- 教育長** 学生スタッフはフレンドリーサポーターというように形でも入ってもらったこともありましたが、そのような対応は可能かと思ひます。教員養成系の大学に依頼して、学生に来てもらうということを考えています。
- 加木屋委員** 申込みの流れや、どういう方を対象にどのように案内されているのかを教えてください。
- 学校教育課長** 学校への登校しぶり、不登校傾向にある子どもたちに対しての教育相談は学校で随時行っていますが、どうしても学校復帰のための支援が必要な子に対しては適応支援教室を紹介して、学校、保護者と相談し、合意等手続きのうえ、入室会議を行います。そこで支援方法等を相談させていただき入室ということになります。適宜、学校から担任、管理職が様子を見に来たりしています。スーパーバイザーもお見えになるので教育相談、保護者への相談等も行っています。
- 加木屋委員** その時点で申込みをされた方は、適応支援教室に通いながら学校ともある程度密に連絡を取り合っているというのでしょうか。
- 学校教育課長** 適応支援教室における子どもの様子をみながら1週間のうちこの時間は学校に行こうかなど、相談員が適宜学校と連絡を取り、本人や保護者と相談しながら進めています。学校復帰を目指すということを今までは重点的に行ってきましたが、今後は将来の方向性も考えながら進めていきます。
- 加木屋委員** 今回社会的に復帰を目指されているというのはありがたいことだと思ひました。申込みされなかった子はどのような対応をされているのか、継続的に適応支援教室を紹介していただいているというのでしょうか。
- 学校教育課長** 学校から継続的に勧めさせていただいております。少し登校が難しくなった子どもたちには適宜家庭訪問を実施し、保護者と教育相談に行くな

ど学校ごとに行っておりますので、その際にご紹介していただいております。今までであれば学校復帰というと、やっぱり勉強しないといけないとか、支援センターへ行っても勉強が中心になるので、見学には行ったものの少し難しいということで退かれる方もおみえになりました。そこは長い目で見て徐々に生活のリズムを整えることから始め、一人一人の目標設定にあわせて進めていけたらということで今回要綱を改正させていただいております。

○教育長 岐阜市が不登校特例校を作りました。瑞穂市では従来のあじさいスクールを適応指導教室という学校復帰を目的とした施設から、子どもの居場所ができるような形に広げていきたいと考えて目的の改正をしたところですが。加藤委員が言われたように希望者が格段に増えるかもしれません。そうした時にはまたいろいろ考えて対応しなければいけないと思っていますが、それが子どものためにつながっていくのであればいろいろと考えて対応したいと思います。個々に状況が違いますのでケースバイケースでいろんな対応をしないといけないと思います。来年度予算に Wi-Fi 環境整備も計上してありますので活用していきたいと思っています。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

ご承認いただけますか。

異議なしと認めます。日程第 14 議案第 14 号 瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

日程第 15 議案第 15 号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱を廃止する告示について

○教育長 日程第 15 議案第 15 号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱を廃止する告示についてについて、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第 15 議案第 15 号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱を廃止する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。令和 3 年 3 月 24 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付について令和 2 年度で交付が終了することから要綱の廃止をするもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○学校教育課長 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金については、今年度で交付が終了します。瑞穂さくら入学祝い金と呼ばれていたもので、高等学校に入学する際の子どもたちに対し、支援の必要な方々には一律5万円の支給をしておりました。

令和2年度の4月から高等学校就学支援制度の改正によって、私立高等学校も授業料の実質の無償化となり授業料以外の支援をする高校生等奨学給付金制度の利用ができますので、いろいろな制度の利用の仕方によっては同様の補助が受けられるようになってきました。ところが、義務教育段階においては入学の準備金が少なく、平成31年からは小学校と中学校に入学される方につきまして、就学援助事業として新入学用支援費として支給を始めております。現在このさくら入学祝い金以上に入学の学用品費として支給しておりますので、義務教育段階での入学で非常に手厚い補助をするようになってきております。今年度の3年生の子どもたちについてはその制度がまだ確立されていなかった子どもたちですので、そういった支援制度の恩恵を受けなかったという子どもたちになりますが、今年度の2年生からは支援を受けておりますので今年度で終了とさせていただき要綱を廃止させていただきます。

○教育長 ご意見、ご質疑ございませんか。

ご承認いただけますでしょうか。

異議なしと認めます。日程第15 議案第15号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱を廃止する告示について、可決することと致します。

日程第16 議案第16号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

○教育長 日程第16 議案第16号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第16 議案第16号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年3月24日提出、瑞穂市教

育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市社会教育委員条例（平成15年瑞穂市条例第59号）第2条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○生涯学習課長 瑞穂市社会教育委員の任期が今年度末で任期満了となるため、全員改選になります。全員で8名の委員となりますが、この空白の2番については園長、校長会代表が務めることとなっておりますので、決まりましたらその方を持って充てるということで、今回ご承認をいただきたいと思っております。あとの7名については今年度と同じ方が継続でお願いできるということでしたので、再任したいと思っております。任期は2年間となります。

○教育長 令和3、4年度の瑞穂市社会教育委員の委嘱ということで8名の方の委嘱の案でございます7名はもうお名前ははっきりしておりますが、1名の方は校長会の方から代表ということで、新年度になってから決まってくるので、充て職ということでお名前はありますが、そこを含めてご承認をいただきたいということになっております。あとは学識経験者の方、青少年育成の代表、体育関係の方、文化関係の代表等いろいろなお立場から出てきていただいております

ご意見、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第16 議案第16号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第17 議案第17号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について

○教育長 日程第17 議案第17号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第17 議案第17号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について、瑞穂市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年3月24

日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市文化財保護条例（平成15年瑞穂市条例第66号）第29条第3項の規定により、瑞穂市文化財保護審議会委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 生涯学習課長 定員が10名以内となっておりますので10名の方を選出させていただきます。1番から9番の方につきましては再任になります。10番の堀氏につきましては、現委員が任期満了に伴い退任されましたので、新任で選出しました。任期は4月からの2年間ということになります。
- 加藤委員 審議会委員会としてどのような職務があるのか教えてください。
- 生涯学習課長 文化財の指定、解除等について市から諮問をさせていただいて、それに答申をいただくというのが1番の職務となります。それ以外に文化財の活用法についてのご意見をいただいたり、文化財の巡視をしていただくことです。
- 教育長 新たに文化財として指定をするというのは条件もありますので、簡単にはまいりません。今後は、文化財等の保護や文化財が市内にあるということをもっと広めることに活動内容を若干シフトしながら、どのような方法で広めていくのかということに考え方を持っていきたいと思っています。
- 加藤委員 たとえばハリヨがいたということで保護したいという活動がありますが市としても保護の活動を進めていくといった時に、文化財保護審議会委員に助言をいただいたりするということですか。
- 生涯学習課長 もちろん検討いただく材料や資料を事務局で作成したり、そろえたりします。それをもって文化財保護審議会へ諮問をし、ご検討をいただき文化財として今後指定していくのがふさわしいのかどうかといったことをご審議いただいて答申をいただくということになります。
- 教育長 貴重な生物なので生息地をどうするかということをもう少ししっかりと調査、研究をしたうえで出てきた資料を基にして審議してもらおうというようなことは考えているのが現段階です。
- 加藤委員 事務局でこうしたいという思いを持ちながら、審議会の皆さんにいろいろご意見をいただくということですか。

○生涯学習課長 まずはこちらから諮問をさせていただくので、こちらでこういったものがあるので指定等はどうかということでお諮りさせていただくことになります。

○加藤委員 この方たちが地域でこんなものがあるよ、これは守っていかなければいけないということで提案されるというような動きもありますか。

○教育長 現在、文化財、史跡の看板等の調査をして今後どのようにしていくか、同時に説明文を作った場合に審議会の方々にもきちっと見てもらってという形を取らないと整合性がなくなってしまうので根拠としてしっかりとやっていくということを行っていきたいということも考えています。それで市内の子どもたちにもこんなものがあるよということを知っていきたいということは常々思っていますので、今やってもらっている企画展においても、子どもたちにもっとわかりやすい企画展であってほしいと考えますので、今後ご意見とかご教示いただきたいと思っています。

○教育長 ご質疑ございませんか。

日程第17 議案第17号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第18 教育長の報告

○教育長 日程第18 教育長の報告になります。

令和2年度はコロナで始まりコロナで終わるという形の1年間になったと思います。特に学校、保育所、幼稚園、あるいはそれ以外の施設の使い方も含めてどの課も対応に苦慮してきたところがございます。施設関係においても見直さなければいけないことや改修しなければいけないことなど全課がコロナ対応を続けてきた1年間だったと思います。本当に委員の皆様方にはいろいろとご指導いただき、何とか乗り切れたと覚えているところでございます。令和3年度を迎えるわけではございますが、人員はほぼ固まってきております。事務局としては1名減というなかで令和3年度のスタートを迎えていくということになっておりますので引き続きよろしく申し上げます。

市議会においては令和3年第1回議会として3月議会がありましたが、私に対する質問は35人学級導入についての課題、今後の見通しはどうかということ

とに集中していました。もう1つは、小学校の高学年における教科担任制の導入、これはどのような形になるのか、こういった課題等が発生するのかというようなことのご質問でした。35人学級につきましては、以前もお話しましたとおりで国は小学1年生だけ、県独自に小学2年生、小学3年生と中学1年生を対象に実施していますので、来年度は小学4年生までという形で実施し、今後伸びていけば小学5年生、小学6年生となる予定はありますがまだ決定ではありません。来年度は小学4年生までは35人学級ということになりますので今準備を進めてきております。実際に答弁の中でお答えをしたのは、現在特別支援学級を除きますが市内7校全ての学校の通常学級の合計と5年後の合計がほぼ一緒の見込みです。むしろ1学級減ると思われるような状況です。同じ学級数で変わらず行くと思われるのが南小学校とか、中小学校です。学級数が減るところもあり、西小学校と生津小学校は若干減ります。逆に増えるのが、穂積小学校、本田小学校、牛牧小学校です。牛牧小学校は増加率が大きく見込まれ学級数が増えていく可能性が1番高い学校となっているので今後どうするかというと、今少人数指導に使っている教室を通常学級の教室に置き換えて対応することになります。それでも心配であるというところもありますので答弁の中では、現在放課後児童クラブで活用している教室が2教室あるので、そこが使用できるようになれば普通教室が2教室確保できるというねらいで計画を進めていきたいと考えているところです。ではその2教室を使っている放課後児童クラブのお子さんはどこへ行くかということです。この子たちが、現在の牛牧第1保育所を改修工事した後、その施設に入ってもらえると対応できるのではないかとということで予定を立てています。そうすると牛牧第1保育所の建て替えを早急にしなければならないだろうということで、保育所の整備についても進めていくことを答弁しています。牛牧第1保育所は、ちょうど未満児保育もなく小規模で老朽化した施設であるため改修工事を行います。新たな保育所は公私連携型の認定こども園として、ほづみの森認定こども園と同様な方式で進めていければうまくいくのではないかと思います。計画しております。詳細についてはでき次第ここでもお知らせしていきたいと考えております。

教科担任制についてはまだ、中教審の答申の段階で決定ではありませんが、いずれこういったことが決定されると思います。ただ小学校の教科となった場合に

は、小学校の教員が教科での採用がどうなっているのかということが非常に難しいこととして今後課題となるだろうと思われまます。県の教育委員会と、県内の教育長会とよく協議しながら、そのあたりを進めてもらえるように連携を図っていききたいということを思っております。アンテナを高くしながら瑞穂市の子どもたちが困らないように考えていきたいということが今回の議会での答弁でございました。

最後に、市内の中学校の子どもたちの代表が市役所内の部長会議の場で活動発表をしてくれました。1つは穂積中学校の整美委員会のお子さんたちです。整美委員会の中で校長先生が、コロナ禍にあって非常に人と人とのつながりが難しくなっているのではないかとということ投げかけられ、子どもたちが考えたのが、ハートフラワープロジェクト心の花というプロジェクトの立ち上げです。具体的にはこの4月以降スタートしますが、今年卒業した3年生の子どもたちと2年生の子どもたちが中心となって計画していました。地域の公民館の前だとか、小学校の子どもたちが集合する登下校で集合場所であるとか、あるいは地域や公園といったところでヒマワリを咲かせたいということを考えて計画を練ってくれています。穂積中学校の保護者会やPTA、学校のみんなが集まる場や、自治会長連合会の場合等で説明し現在進めてくれています。昨日は、部長会議の場で説明をしてくれましたので、いろいろ質問とかアドバイスをもらいながら、公園でやりたい場合は市役所に都市管理課というところがあるから相談するといったようなアドバイスをもらったりしていました。

もう1つは私もつけていますが、シトラスリボンといって愛媛県の方で始まった活動についてです。このコロナ禍においてハラスメントをしないようにしようとか、医療従事者の方への激励の思いを持っているという意思表示のリボンということで始まったプロジェクトです。穂積北中学校の特別支援学級のお子さんたちがこのプロジェクトを知り自分たちもやりたいと思いリボンを作製してくれました。学校の中あるいは瑞穂市の中でそういったことがないようにしたいという願いで作ってくれまして、先日は教育長室へ持ってきてくれました。新聞にも大きく取り上げられて、子どもたちの非常にいい表情の写真と一緒に掲載されました。注目される活動になっていったということで、市役所の部長の前で特別支援学級の子どもたちが堂々と話してくれまして、あれだけ上手に話せば心配ない

なという感じを受けるぐらいでした。6人のうち4人は3年生で卒業しますが、だんだん広がりつつあるなと思います。また豊住園に委託してリボンを作ってもらえないだろうかということも考えてくれています。市の方からお願いしてリボンをいっぱい作ってもらって、市役所やいろいろなところで配れるといいなと思われるほど、活動が広がり始めています。穂積北中の特別支援学級の子たちが感じて始めた活動が、市内に広がっていき、子どもたちが地域へ一石を投じるようなことになっていくのが素晴らしいことだと思います。

穂積中学校の子どもは、地域のコミュニティがという言葉を使ってくれるので、中学生の時にそれだけのことを考える余裕が自分たちにあったかなと、市長もそのあたりに非常に感銘を受けて喜んで彼らの提案を聞いてくれていました。

日程第19 その他

○**教育長** 日程第19 その他に入ります。

教育次長。

○**教育次長** 私も3月議会のことについてですが、前回の教育委員会で議題とした新年度予算、3月の補正予算をあげさせていただいておりました。今回はそれに加えて追加議案ということでもう1つ補正で追加させていただいております。内容としましては、感染症対策などの学校教育活動継続支援事業です。学校におけるコロナの感染症対策の支援や、コロナ対策などに資する教職員の研修などの支援をするための補助をつけていただけるということなので、追加議案としてあげさせていただきました。感染症対策としましては、消毒液等今まで同様のもので消耗品等の経費を対象にさせていただいておりますし、教職員の研修費などに関しましては、昨年度夏休みの短縮などによって先生方の研修機会が減ったため、その費用が今回補助されます。感染症対策などに資する研修の費用、研修をするための図書購入等に対して補助していただけるということですので、各学校の生徒数の規模に応じて追加で今回の議会にあげさせていただいております。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 私の方からは、今お手元の方に令和3年4月1日付異動内示者一覧表ということで教育委員会関係というのをお配りさせていただいております。教育長のお話にもございました。今年度3月31日をもって異動をされる方、こ

ちらにお越しをいただける方がございますので、関係される方についてご紹介させていただきます。（資料に沿って説明）

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** まず3月4日に挙行了しました中学校の卒業式につきましてはありがとうございました。今年度はコロナによって入試のスケジュールの変更があり例年より遅らせましたが、コロナ対策で制限を加えながら厳粛に式が行われたと聞いております。ありがとうございます。また明日小学校の卒業式もよろしく願いいたします。

お手元に瑞穂市教育振興基本計画令和3年度から令和7年度までの5年分のものを配付させていただきました。先日の総合教育会議の後パブリックコメントを3月9日まで実施しました。パブリックコメントではご意見はありませんでしたので、総合教育会議等でご意見をいただいたものを反映させ完成させましたのでよろしく願いいたします。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 幼児支援課としては特に何もありません。4年間幼児支援課長として未熟な者でしたが、皆さんにご迷惑をかけながら何とかここまで無事に務めることができました。今度は健康福祉部子育て支援課の方に異動をしますが、これからもよろしく願いします。今までありがとうございました。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 生涯学習課としましては大月の広場ですが、今年度末で遊具がある程度見えてくるという報告を前回させていただいたかと思いますが、今年度末遊具の方が基礎工事までということで、本体まではちょっと着手できない状態となっております。予定では4月末をめどに完成できるよう進めております。

それで、最終の工期としまして来年度末となっておりますが、工期については変更なく予定通り工事が完了するように進めておりますのでよろしく願いします。

生涯学習課長を2年務めさせていただきましたが、説明等が上手くできずご迷惑をおかけしました。2年間大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

○**教育長** ありがとうございました。また次回の臨時会では新しく着任された方が

入りますのでよろしくお願いいたします。次回の教育委員会会議の開催についてと
いうことですが、お手元にご案内しておりますが臨時会の招集ということで報
告をいたします。臨時会の日時でご都合の悪い方がお見えになればご連絡く
ださい。4月1日木曜日午後2時30分から臨時会をこの会場で行います。新し
い職員も含めて顔見せを行う予定としています。

その後午後3時から巢南公民館の大ホールで小中学校教職員の着任式を行いま
すので、その前に臨時会を開催させていただくことにしていますのでお願いいた
します。

次回の会議予定ですが、令和3年第4回瑞穂市教育委員会定例会を令和3年4
月27日、火曜日、午後2時から開催します

閉会の宣告

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これもちまして、
令和3年第3回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時25分